

平成 30 年大船渡地区環境衛生組合議会第 2 回定例会

大船渡地区環境衛生組合

平成 30 年大船渡地区環境衛生組合議会第 2 回定例会会議録

平成 30 年 11 月 12 日(月) 午後 1 時 00 分開議

議事日程第 1 号

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 報告第 1 号 車両接触事故に係る損害賠償事件に関する損害賠償について
日程第 4 認定第 1 号 平成 29 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5 議案第 1 号 平成 30 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算（第 1 号）を定めることについて

本日の会議に付した事件

～議事日程第 1 号に同じ～

出席議員(10 名)

議 長	小松 龍一 君	副議長	菅野 浩正 君
1 番	金子 正勝 君	3 番	東 堅一 君
4 番	船砥 英久 君	5 番	泉田 是重 君
7 番	今野 善信 君	8 番	渕上 清 君
10 番	滝田 松男 君		

欠席議員(0 名)

遅刻議員(1 名)

2 番 奥山 行正 君

早退議員(0 名)

当局出席者

管理者	大船渡市長	戸田 公明 君
副管理者	住田町長	神田 謙一 君
副管理者	大船渡市副市長	高 泰久 君
会計管理者	大船渡市会計管理者	佐藤 力也 君
監査委員	知識経験者	新沼 敏明 君

幹事出席者

大船渡市生活福祉部市民生活環境課長	安田由紀男 君
住田町町民生活課長	梶原ユカリ 君

事務局出席者

事務局長
係 長
総務係主任

及川 吉郎 君
曾根 悦子 君
鈴木 伸 君

午後 1 時 00 分開会

○議長(小松龍一君) それでは定刻になりましたので、始めさせていただきます。ただいまから平成 30 年大船渡地区環境衛生組合議会第 2 回定例会を開会いたします。

本日の出席議員は 9 名であります。遅刻の通告は 2 番奥山行正君であります。

ここで議事日程に入るに前に諸報告を行います。大船渡地区環境衛生組合監査委員から平成 29 年度分平成 30 年 1 月分から 5 月分及び平成 30 年度分平成 30 年 4 月分から 8 月分の一般会計並びに歳計外現金の例月出納検査結果についての報告がありました。写しをお手元に配付していますので、ご了承願います。以上で諸報告を終わります。

○議長(小松龍一君) それでは出席議員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第 1 号によって進めたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小松龍一君) ご異議なしと認めます。

よって、日程に従い進めてまいります。

○議長(小松龍一君) 日程第 1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小松龍一君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日 1 日間と決定いたしました。

○議長(小松龍一君) 次に日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は規定により議長から 3 番東堅市君、4 番船砥英久君の両名を指名いたします。

○議長(小松龍一君) 次に日程第 3、報告第 1 号車両接触事故に係る損害賠償事件に関する専決処分についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長(及川吉郎君) それでは報告第 1 号についてご説明いたします。議案書の報告第 1 号をお開き願います。報告第 1 号車両接触事故に係る損害賠償事件に関する専決処分について。これに係る和解及びその損害賠償の額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

お開き願います。専決処分書の写しでございます。車両接触事故に係る損害賠償事件に関し、これに係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 292 条にお

いて準用する同法第 180 条第 1 項及び大船渡地区環境衛生組管理者専決条例第 2 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。和解の内容、大船渡地区環境衛生組合は相手方に損害賠償の額 22 万 8,361 円を支払う。損害賠償の額、22 万 8,361 円。損害賠償の原因、平成 30 年 4 月 18 日、大船渡市赤崎町内の一般県道大船渡一綾里一三陸線において職員が運転する組合所有の塵芥収集車が、後方に停車していた本件相手方の軽乗用車に接触し車体に損害を与えた。事故原因は、運転していた職員の後方確認が不十分だったことによるものでございます。説明は以上でございます。

○議長（小松龍一君） 以上で報告第 1 号についての説明を終了いたします。

○議長（小松龍一君） 次に日程第 4、認定第 1 号平成 29 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。管理者。

○管理者（戸田公明君） それではご説明申し上げます。認定第 1 号平成 29 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算についての内容につきましては、事務局長から説明をいたさせますので、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。なお決算審査意見書を添えてございますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。私からは以上であります。

○議長（小松龍一君） 事務局長。

○事務局長(及川吉郎君) それでは認定第 1 号についてご説明いたします。議案書の認定第 1 号をお開き願います。認定第 1 号平成 29 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第 292 条において準用する同法第 233 条第 3 項の規定により、別冊のとおり平成 29 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を附し議会の認定をお願いするものでございます。

それでは別冊の歳入歳出決算書によりご説明させていただきます。決算書の 2 ページ、3 ページをお開き願います。まず歳入について申し上げます。款、項、収入済額の順に申し上げます。1 款分担金及び負担金、1 項分担金 1 億 8,737 万 4,000 円。2 款使用料及び手数料、1 項手数料 1,977 万 2,000 円。3 款国庫支出金、1 項国庫補助金 62 万 2,080 円。4 款繰越金、1 項繰越金 968 万 3,563 円。5 款諸収入、1 項組合預金利子 394 円。2 項雑入 358 万 3,655 円。以上、歳入合計が 2 億 2,103 万 5,692 円でございます。

返していただきまして 4 ページ、5 ページ歳出でございます。歳出につきましても款、項、支出済額の順に申し上げます。1 款議会費、1 項議会費 52 万 8,771 円。2 款総務費、1 項総務管理費 3,052 万 9,186 円。2 項監査委員費 6 万 5,095 円。3 款衛生費、1 項清掃費 1 億 7,942 万 5,593 円。4 款公債費、1 項公債費 433 万 8,916 円。5 款予備費、こちらにつきましては支出がございませんでした。以上、歳出合計が 2 億 1,488 万 7,561 円であり、歳入歳出差引残額は 614 万 8,131 円でございます。

次に 10 ページ、11 ページをお開き願います。歳入歳出決算事項別明細書についてご説明いたします。初めに歳入でございます。款、項、目、節及び収入済額の順に申し上げます。1 款分担金及び負担金、1 項 1 目分担金、1 節事務費分担金 1 億 6,463 万 5,000 円で、大船渡市及び住田町の内訳は備考欄のとおりでございます。2 節建設費分担金 2,273 万 9,000 円で、内訳は備考欄のとおりでございます。2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目衛生手数料、1 節清掃手数料 1,977 万 2,000 円。廃棄物処理手数料でございます。3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目衛生費国庫補助金、1 節環境衛生費補助金 62 万 2,080 円。廃棄処理施設モニタリング事業費補助金でございます。4 款 1 項 1 目 1 節繰越金 968 万 3,563 円。前年度からの繰越金でございますが、予算現額が 1,188 万 3,000 円となっておりまして、調定額、収入済額とで 214 万 9,437 円の差があることにつきましてご説明いたします。当該繰越金につきましては、平成 29 年 11 月に開催いたしました組合議会第 2 回定例会におきまして、当初予算で 1,000 円としておりました繰越金額を、平成 28 年度の歳入歳出差引残額である 968 万 3,000 円に補正したものでございます。この平成 28 年度の歳入歳出差引残額である 968 万 3,000 円の中には、平成 28 年度の 3 号補正予算において翌年度への繰越しとした繰越明許費である 220 万円が含まれておりますことから、本来、平成 29 年度の予算補正においては、繰越明許費である 220 万円を減じ、748 万 3,000 円と計上しなければならないものでございましたが、繰越明許費相当額を減じないまま、繰越金を 968 万 3,000 円と計上したものでございまして、この誤りが判明いたしましたのが、平成 29 年度の出納閉鎖後でございますことから予算を補正できず、今回の決算と相なったところでございます。それでは引き続きご説明いたします。5 款諸収入、1 項 1 目 1 節組合預金利子 394 円。2 項 1 目 1 節雑入 358 万 3,655 円。内訳といたしましては備考欄にお示しいたしました資源古紙引渡料などがございます。6 款 1 項組合債、1 目衛生債ゼロ円。こちらは中間処理施設に残存しております煙突の解体撤去を今年度、平成 30 年度に繰り延べしたことによるものでございます。以上、歳入合計は 2 億 2,103 万 5,692 円となったところでございます。

次に 16 ページ、17 ページをお開き願います。歳出でございます。款、項、目、支出済額及び主な支出項目について申し上げます。1 款 1 項 1 目議会費 52 万 8,771 円。議員報酬の外、昨年度実施いたしました研修視察に係る費用となっております。2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 3,052 万 9,286 円。主なものといたしましては大船渡市からの派遣職員 3 名分の人件費の外 11 節需用費で事務所棟内における各種消耗品、燃料費、印刷製本費及び光熱水費となっております。返していただきまして 18 ページ、19 ページの中段でございます。2 項 1 目監査委員費 6 万 5,095 円でございます。3 款衛生費、1 項清掃費、1 目塵芥処理費 1 億 7,942 万 5,593 円。これは技能労務職員 8 名分の人件費の外、8 節報償費で資源回収を行なった団体等に交付する集団資

源回収事業奨励金、返していただきまして 20 ページ、21 ページでございますが、11 節需用費で中間処理施設と最終処分場における各種消耗品、燃料、電気料及び車両や機器の修繕料、13 節委託料で可燃物収集、不燃物処理、粗大ごみ広域運搬、最終処分場の水質検査、木屑類の処理、各施設の修繕及び平成 28 年度からの繰越しを含みます煙突解体計画書設計作成業務。返していただきまして 22 ページ、23 ページでございますが、14 節使用料及び賃借料は住田町大平の最終処分場及び猪川町藤沢口の組合敷地の賃借料が主なものでございます。4 款 1 項公債費、1 目元金及び 2 目利子につきましては、平成 23 年度に借り入れしました積込中継施設整備事業債の元金利子となっております。5 款 1 項 1 目予備費につきましては支出がございませんでした。以上、歳出合計は 2 億 1,488 万 7,561 円でございます。

返していただきまして 24 ページ実質収支に関する調書でございます。こちらは千円単位の表示となっております。1、歳入総額 2 億 2,103 万 5,000 円。2、歳出総額 2 億 1,488 万 7,000 円。3、歳入歳出差引額 614 万 8,000 円。4、翌年度へ繰り越すべき財源 (1) 継続費繰越額、(2) 繰越明許費繰越額、(3) 事故繰越し繰越額ともゼロ円。5、実質収支額 614 万 8,000 円。6、基金繰入額ゼロ円。以上でございます。なお 25 ページから 28 ページまでにつきましては財産に関する調書でございますが、平成 29 年度における増減はございませんでしたので、詳しい説明は省略をさせていただきます。

次に別冊でお配りしております平成 29 年度主要な施策の成果に関する説明書についてご説明を申し上げます。1 ページから 5 ページまでは、科目別の歳入歳出決算額及び歳入の事項別明細書につきまして、前年度との比較などを記載してございますが、個々の説明は省略をさせていただきます。次に 6 ページ以降にお示ししてございます平成 29 年度の歳出事項別説明書のうち、主なものをご説明いたします。1 議会費でございます。昨年度におきまして 7 月 27 日と 28 日に行政視察といたしまして、当組合における一般廃棄物最終処分場の現状確認を、一関市に所在するニッコーファインメックにおきまして、小型家電製品を含むリサイクル状況、仙台市環境局葛岡工場では粗大ごみ処理施設と資源化センター、リサイクルプラザの視察研修を実施しております。7 ページをご覧ください。3 款衛生費でございます。当組合における可燃物と不燃物、資源古紙及び粗大ごみの収集処分の実績でございますが、ページ中段の年度別収集等実績の表をご覧ください。平成 29 年度のごみ収集量は、可燃ごみが 9,742.9 トンで前年度比 0.6% の減。不燃ごみが 1,188.9 トンで前年比 2.6% の増。これに資源古紙を加えた合計は 1 万 1,196.5 トンとなり、前年度比 0.5% の減となっております。次に資源化率でございます。下段の年度別処理実績の表をご覧ください。集計上、可燃物ごみを含んでおります資源古紙は新聞、雑誌、ダンボールなど、再生資源として処理されたもので、264.8 トン、前年度比 9.5% の減となり、資源化率は 2.5% となりました。また不燃ごみ等の処理につきましては、業務委託により行なっておりますが、処理量は 1,192.3 トン。こ

のうち再資源化されたものが 488.8 トンであり、前年度比 4 % の減、資源化率は 41.0 % となっております。

返していただきまして 8 ページをお開き願います。次に最終処分についてご説明申し上げます。ページ中段の最終処分場埋立実績の表をご覧ください。平成 29 年度の埋立量でございますが、岩手沿岸南部クリーンセンターからの溶融飛灰が 625.6 トンとなっております。これに 26 トンの覆土を加えました 651.6 トンが総埋立量となり、前年度比 60.1% の増となったところでございます。埋立量が大きく増加した理由でございますが、平成 28 年度中におきましては、年度途中におきまして釜石市及び大槌町での溶融飛灰の受け入れが困難な状況となりましたことから、搬出を一時停止し、岩手沿岸南部クリーンセンターの敷地内にストックしたものでございまして、そのため当組合への搬送分につきましても減量となったことによるものでございます。なおストックされておりました分のうち、当組合分である 137 トンにつきましては、平成 29 年度分にあわせて搬入されておきまして、既に解消されているとのことでございます。また平成 29 年度末における最終処分場の埋立可能容量でございますが、整備当初 5 万 8,000 m³ でございます。平成 8 年度から平成 29 年度までの 22 年間で約 3 万 m³ を埋め立てしておりますので、差引 2 万 8,000 m³ 分が今後埋立可能ということでございます。当面、処分先の確保の心配はないものとなっております。

次にページ下段の資源回収団体への奨励金交付についてでございますが、当組合に登録し、新聞、雑誌、空き缶、鉄屑類などの資源ごみの集団資源回収を実施した団体等に対しまして、回収量 1 キロ当たり 5 円の奨励金を交付してございます。平成 29 年度におきましては 80 団体に対し 183 万 3,391 円の交付となったところでございまして、これに資源回収業者 6 社で構成している資源回収組合に交付いたしました奨励金 215 万 5,713 円を加えた 403 万 9,104 円が平成 29 年度における奨励金交付総額となっております。

次に 9 ページのごみ質分析の表をご覧ください。これは各家庭から排出される可燃ごみにつきまして、その組成を調査することにより、ごみ減量化と再資源化推進の基礎資料とするため実施しているものでございまして、その結果は構成市町へ情報提供してございます。平成 28 年度と比較した場合、組成の項目で、紙・布類と厨芥類で若干の変動はございますが、概ね同じような割合となっております。また項目の三成分の水分の欄でご覧いただけますように、平成 28、29 年度とも、ごみ重量の約 50% が水分となっております。ごみの減量化に向けて厨芥類の水切りが重要であることが見てとれるものとなっております。

返していただきまして 10 ページをお開き願います。清掃美化運動推進事業実績の表となっております。これは家庭用生ごみ処理容器などの普及事業として、購入個数に応じて関係市町の公衆衛生組合連合会に補助金を交付するものでございます。平成 29

年度におきましては合計 154 個の購入がございまして、20 万 8,200 円の補助金を交付をしております。

11 ページをお開き願います。施設整備、維持修繕につきましては、中間処理施設である猪川町藤沢口地内の積込中継施設と不燃物処理施設及び住田町大平地内の最終処分場において、積込クレーンやトラックスケールなど、設備機器の補修点検を行うとともに、ダストドラムや各種ポンプ、法面遮水シートなどの施設整備、修繕、塵芥収集車両の修繕を実施しております。また積込中継施設と不燃物処理施設におきましては煤塵、騒音、振動、悪臭の環境測定を、最終処分場におきましては浸出処理水の水質検査を実施しております。

次にページ下段の償却施設（煙突）解体計画書作成でございますが、煙突解体撤去の実施にあたり必要となります残留ダイオキシン類の調査と財産処分報告図書の作成及び解体業務の発注に必要な設計図書の作成につきましては、繰越明許費と現年度予算により実施したところでございます。

返していただきまして 12 ページをお開き願います。こちらは平成 22 年度に実施いたしました積込中継施設の改修整備におきまして、その財源として平成 23 年度において財政融資資金を借入れしておりますが、その内容と年度別の償還額をお示ししております。

以上で認定第 1 号平成 29 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定に係る説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をいただきまして、ご認定くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議長(小松龍一君) 次に決算の結果について監査委員の報告を求めます。新沼監査委員。

○代表監査委員(新沼敏明君) それでは平成 29 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算について審査を行いましたので、この概要について申し上げます。なお金額につきましては千円単位で申し上げます。

初めに一般会計歳入歳出決算審査の結果について申し上げます。審査に付されました決算書及び付属書類は関係法令に準拠して作成されており、係数は関係諸帳簿及び証書類と符合した結果、適正であるものと認めたところであります。

次に予算の執行状況であります。歳入決算額は 2 億 2,103 万 5,000 円で前年度比 2.5%の減、歳出決算額は 2 億 1,488 万 7,000 円で前年度比 1.0%の減となっており、歳入歳出差引額は 614 万 8,000 円の剰余金が生じております。

事業内容についてであります。資源古紙を含めた可燃ごみ及び不燃ごみの収集と直接搬入をあわせた合計収集量は 1 万 1,196.5 トンで、対前年度対比 0.5%の減となっております。内訳を見ますと可燃ごみは 9,742.9 トンで、全体の 87.0%、対前年度比 0.6%の減となっております。不燃ごみは 1,188.9 トンで全体の 10.6%、対前年比 2.6%の

増となっております。

資源回収の状況につきましては登録団体数、実施団体数のいずれも前年度を上回り、奨励金交付額も前年度比 10.5%増の 403 万 9,000 円と資となっております。

ごみ処理量は 1 万 1729.8 トンで、前年度を 221.1 トン、1.9%下回り、ごみの減量化に向けた取り組みの成果が見られますが、引き続きごみの減量化、再資源化等の各種施策に積極的に取り組まれるよう望むものであります。

終わりに、今後とも地域住民の快適な住環境づくりを図るとともに、最終処分場をはじめ老朽化が進む施設の適正な維持管理に努められることを期待し、決算審査の報告といたします。以上でございます。

○議長(小松龍一君) 以上で日程第 1 号についての説明を終わります。次に認定第 1 号について歳入歳出を一括して質疑を許します。7 番今野善信君。

○7 番(今野善信君) それでは私の方から 1 点だけご質問をさせていただきます。今、監査委員の方からお話しがありましたけれども、ごみの減量化に成果があったというお話しがありました。今後、人口減少もありますので、ごみが減っていくのかなというふうな気がしますけれども、今年度からは福祉施設からのおむつの回収とかとか、新たな取り組みも始めていると思います。そういうものを勘案していきますと、今後のごみの収集量と言いますか、そういったものがどのように推移をしていくか、そういった点についてお伺いしたいと思います。

○議長(小松龍一君) はい事務局長。

○事務局長(及川吉郎君) 今後のごみの収集量がどのように推移していくかということのご質問だったかと思います。まず、ごみの収集量につきましては、ピークでありました平成 15 年度から減少を続けてございました。途中、東日本大震災を経まして一旦増加に転じたものが、平成 25 年度からまた減少に転じておるところでございます。ここ数年は年間およそ 1 万 1,000 トンで推移しておるところでございます。その理由といたしましては、今野議員からお話しありましたとおり、人口減少、人口減少と言いましても復興事業従事者の多くがこの地を離れていく、そのことも含んでの人口減少、あるいはそれとは別に大船渡市で試験実施しております再利用ごみの取り組み、あるいは資源古紙の回収、コンポストの普及による生ごみの減少、集団資源回収による再資源化、こういったものが複合的に重なりまして、ごみの量につきましては今後も減少していくものと考えてございます。以上です。

○議長(小松隆一君) よろしいですか。その他ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小松龍一君) 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。認定第 1 号について原案のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松龍一君) 起立全員であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決しました。

○議長(小松龍一君) 次に日程第5、議案第1号平成30年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算第1号を定めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長(及川吉郎君) それでは議案第1号についてご説明いたします。議案書の議案1号をお開き願います。議案第1号平成30年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算第1号を別冊のとおり定めることについて。別冊のとおり定めることについて地方自治法第292条において準用する同法第218条第1項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

それでは別冊の平成30年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算第1号により説明させていただきます。1ページをお開き願います。平成30年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正。第2条、地方債の変更は第2表地方債補正による。

お開き願います。1表歳入歳出予算補正。歳入でございます。款、項、補正額の順に申し上げます。第1款分担金及び負担金、1項分担金774万7,000円の減。これは平成29年度決算における繰越金の額が確定したこと、塵芥収集車更新に伴う組合債の増額分を分担金から減額するものでございますが、塵芥収集車の更新に伴う建設費分担金の増額分でございますので、これらを相殺いたしました相当額が分担金から減となるものでございます。第4款繰越金、1項繰越金614万7,000円の増。平成29年度決算における繰越金の額が確定したことによるものでございます。第6款組合債、1項組合債160万円の増。これは今年度更新いたします塵芥収集車の更新にあたり、当初見込んでおりました額を200万円ほど上回りましたことから、その上回った分について組合債を増額するものでございます。以上によりまして、補正額の合計では増減がなく、歳入の合計額が3億591万8,000円となるものでございます。

次に歳出でございます。款、項、補正額の順に申し上げます。第3款衛生費、第1項清掃費補正額ゼロ円。こちらに関しましては、5ページ歳入歳出補正予算事項別明細書の下段、歳出の表もあわせてご覧ください。歳入でもご説明いたしましたが、塵芥収集車の更新に当たり、組合債を増額することとなりますので、補正額の財源内訳で特定財源のうち地方債を160万円増額するとともに、一般財源を160万円減額とするものでございます。なお車両の購入額の上昇分にあたりまして、本来であれば起債が充当できないので、一般財源におきましても約40万円ほどの増となるものでございますが、その分につきましては既定予算の中で調整するものとし、それ以外の補正におきましては

補正額の財源内訳の変更のみをし補正額をゼロ円とするものでございます。以上、補正額の合計は増減なしで、歳出の合計額を3億591万8,000円とするものでございます。

次に3ページをご覧ください。第2表地方債補正。1、組合債。(1) 変更でございます。こちらは歳入歳出予算補正でご説明申し上げました塵芥収集車の更新にあたりまして当初予算におきまして議決いただいております塵芥収集車更新事業における起債の限度額を750万円から910万円に変更するものでございます。

なお4ページ以降にお示ししてございます補正予算に関する説明書の説明は省略させていただきます。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(小松龍一君) 以上で提出者の説明を終わります。次に議案第1号についての質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小松龍一君) 以上で質疑を終わり直ちに採決をいたします。議案第1号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松龍一君) 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして本定例会に提出されたすべての議案が議了いたしました。

これをもちまして平成30年大船渡地区環境衛生組合議会第2回定例会を閉会といたします。本日はたいへんご苦労さまでございました。

午前1時40分閉会